裁判所書記官印

証　人　調　書

（この調書は，第２０回口頭弁論調書と一体となるものである。）

事件の表示	平成１６年（行ウ）第４３号
期日	平成２０年９月５日　午後１時３０分
氏名	花輪伸一
年齢	５８歳
住所	[redacted]
宣誓その他の状況	裁判長（官）は，宣誓の趣旨を説明し，証人が偽証をした場合の罰を告げ，別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人坂巻及び同奥西は，裁判官の許可を得て在廷した。

陳　述　の　要　領

別紙速記録のとおり

なお，書証及び準備書面を示すに際し，パワーポイントを使用して作成した書面（速記録添付）をプロジェクターで映写する方法によった。

以　上

宣誓

良心に従って真実を述べ，何事も隠さず，偽りを述べないことを誓います。

氏名 花輪伸一 印

速　記　録（平成２０年９月５日　第２０回口頭弁論）

事件番号　平成１６年行ウ第４３号

証人氏名　花　輪　伸　一

原告ら代理人（福田）

甲Ｅ第１７号証を示す

冒頭に署名と押印がありますけど，証人のものですか。

はい，間違いありません。

この意見書の実質的な内容について誤りはありますか。

ございません。

誤植を訂正させていただきます。３ページの１５行目と１６行目に「平成６０年」とあるのは昭和６０年の誤り，それから，２１ページの７行目から８行目にかけて「日本弁護士連合会公害対策・環境補銭員会」とあるのは保全委員会ということでいいですか。

はい，そうです。

甲Ｅ第２６号証を示す

各項目の右下に小さい数字で通し番号が書かれてますが，その番号１，番号２を示します。甲Ｅ第１７号証の意見書の骨子部分は何でしょうか。

まずは環境アセスメントというのはどういうものなのかについてお話しして，続いて八ッ場ダム環境アセスメントの問題点についてお話しいたします，それから八ッ場ダム関連の環境調査等の問題点についてお話しして，最後に結論をまとめたいと考えています。

番号３を示します。証人の経歴について，ここに書いてあることをかいつまんで申し上げますと，東北大学理学部（生物学），東京農工大学修士課程（自然保護学）を経て，１９７９年から１９９１年まで日本野鳥の会，同年以降は現在所属されている財団法人世界自然保護基金ジャパンという

ことで間違いありませんか。

はい，間違いありません。

番号４を示します。証人がかかわった意見書については，湿地関連でいくと諫早干拓ですとか，沖縄関係，アセス制度ですと２００７年の環境省戦略アセス検討会意見陳述，著作に関しては，例えば「やんばるの森とジュゴンの海の保全」，このような内容に間違いありませんか。

はい，間違いありません。

番号５を示します。環境アセスメントという制度は，いつごろ，どの国で，どのような意義を持って作られたかということについて，簡単にご説明ください。

環境アセスメントに関しましては，アメリカで，国家環境政策法，通称ＮＥＰＡと呼ばれている法律が１９６９年に制定されて７０年から施行されています。この法律では，環境に影響を与える国の行為，いろいろな開発ですとか，それのもとになる法律，勧告あるいは提案等に関しては，詳細な環境報告書を付ける必要がある，こういうことが定められているわけです。これは，いろいろな開発が環境に与える影響を未然に防止するという目的で作られた法律です。

番号６を示します。日本における環境アセスメント制度の制定について，ご説明ください。

日本の環境アセスメントの制度については，１９６０年代の公害問題あるいは自然破壊の問題を反省して，１９７２年ごろから，閣議了解で，環境アセスメントの制度をやっていくようにということがありました。しかし，法律としてなかなかこれが国会で承認されず，１９８０年代には複数回国会に提出されましたが，すべて廃案となってます。そこで，１９８４年から，いわゆる閣議アセスということで，行政指導ということで，アセスメントが行われるようになり

ました。で，１９９７年になってようやく環境影響評価法が制定されて，９９年からこれが施行されているという状態になっています。

番号７を示します。環境アセスメント制度の本来の目的については，どのように言われていますか。

環境アセスメントの本来の目的としては，開発行為による環境変化の可能性を住民に知らせるということ，これは，すなわち，開発の経済的なメリットと環境悪化のデメリットを明確にするということです。そして，これは，開発をするかしないかという意思決定をするための判断材料を提供するということになります。したがいまして，事業者と住民が合意形成を図っていくための手段というふうに環境アセスメントを定義付けている研究者の方もおられます。

番号８を示します。本件に関係しますけれども，ダムの建設と環境アセスメント制度との関係については，どうでしょうか。

ダムの場合には，その本体工事とか，あるいは道路とかの関連工事が，大変大規模なものになります。それから，ダム建設によって，ダムの上流にダム湖ができたり砂がたまったりする，あるいは，下流のほうでは流量が変化したりする，更には，その海岸にまで砂の流出の現象が起きたり栄養塩類の流失が妨げられたりして，水域全体に大きな影響を及ぼすということがあります。それから，ダム建設をめぐっては，賛成反対に分かれて，水没したり移転を余儀なくされる地域でもって，地域社会が分断されたりというようなことが往々にして起こりやすい。そのため，ダムの建設に関しては，科学的で適正な評価が不可欠なものです。したがって，環境アセスメントというものをしっかりきちんとやっていく，そういう必要があるわけです。

番号９を示します。意見書をまとめるにあたって使用した事業者及び調査受

託者の報告書について，ご説明いただけますか。

まずは建設省関東地方建設局が１９８５年に出しました八ッ場ダム環境影響評価書というものがあります。それからその後，２０００年代に入って，いろいろな研究機関ですとかコルサルタントの会社が出した八ッ場ダムの環境調査あるいは猛禽類調査，そういった報告書を５つほど参考にいたしました。

建設省関東地方建設局が八ッ場ダムに関して環境影響評価を行ったとする昭和６０年の八ッ場ダム環境影響評価書を，以下，８５年アセス書と呼ばせていただきます。それについてお伺いします。

甲Ｅ第２号証を示す

甲Ｅ第２６号証の番号９で一番上に書かれている書類が，この書類ですか。

はい，そうです。

８５年アセス書が八ッ場ダムの中心的な環境影響評価書になるということですけど，その具体的な分析を今後していただくんですけど，その概要について若干見通しをお話しすると，このアセス書は全体が７５ページで構成されている書類で，第１章は事業の目的及び概要，第２章は地域の概要，第３章は環境の現状，第４章は環境の予測と評価，第５章は環境保全対策ということで，環境影響評価書の位置付けからすれば，第４章の環境の予測と評価及び第５章の環境保全対策という部分に重点が置かれてしかるべきだというふうにお聞きしてよろしいですか。

はい。

詳しくは後でご証言いただきますけど，例えば第４章の環境の予測と評価は，各項目に分かれてはいますが，水質に関しては２ページ，地形・地質に関しては半ページ，植物に関しては１ページ半，動物に関しては１ページ半，自然景観に関しては文章部分が半ページ，このような認識でよろしいですか。

はい，そうです。

第５章の環境保全対策は全体で２ページで，その２ページの中は，水質２行，地形・地質４行，植物５行，動物５行，自然景観９行，こういうふうに構成されているということで間違いありませんか。

はい，そのとおりです。

甲Ｅ第２６号証を示す

番号１０を示します。具体的な内容はまたお聞きすることにしますが，まず結論として，８５年アセス書について，どのようなことが言えますか。

８５年アセス書は７８年の当時の建設省の方針あるいは指針に基づいて行われているはずですが，これらの方針とか指針が全く生かされていないということが言えます。もう一つは，当時の調査においては，現地調査も文献調査も極めて不十分であったということです。それから，環境や生物への影響予測というものが科学的ではなく，そこで述べられている保全対策も大変ずさんなものであるということ。結局のところ，影響はないという結論を先に立てて，これに向かって，不十分な調査，それに基づいた的外れな予測；保全対策を並べたにすぎない。したがいまして，８５年当時でも環境アセスメントの名に値しないものだというふうに考えております。

番号１１を示します。以下，具体的にお聞きしていきます。８５年アセス書の根拠と申しますか方針や指針には，どのようなものがありますか。

１９７８年の建設省事務次官通知という，当時の建設省がいろいろな事業を行うにあたって環境アセスメントをする，その基本的な方針について述べたものがあります。そして，それに附属する形で，建設省の事業の環境影響評価はどのようにすべきかという指針も付いております。これをもとに８５年アセスが行われたわけです。

番号１２を示します。意見書によれば８５年アセス書は７８年の技術指針

案に沿っていないということですけど，その食い違い，そごについて，具体的にご説明ください。

７８年の措置方針は，環境の調和に万全を期すということ，それから事業を円滑に進めるということ，そのために環境影響評価をするということが方針として述べられています。それに添付されている技術指針では，環境アセスメントの目的ですね，環境に及ぼす影響の内容とか大きさをあらかじめ調査して，保全対策についてもあらかじめ考えておくことによって，環境を良好な状態で保全する，それから事業も進める，こういうことが書かれています。したがいまして，科学的で適正なアセスメントを行うんだというこの方針は，間違いないものとして書かれているわけです。方針をもとにして行われた技術指針の問題点を次にお話しいたします。

番号１３を示します。環境影響要因の観点から，７８年の技術指針案とアセス書の食い違いについて，ご指摘いただけますか。

ダムがどういう環境影響を与えるのかということについて，どういう段階で影響を予測するのかということを７８年の技術指針では定めています。１つは，ダムを造るという工事が環境にどのような影響を及ぼすのか，工事の段階で予測する必要があります。それから，ダムが存在すること，ダムが設置されているということ，この段階での環境影響を予測する必要があります。それから３番目としては，ダムができて，ダムが使われる，供用される，運用される段階，すなわちダム湖に水をためるという状態で環境にどのような影響が出るのか，こういった３つの段階で予測するように示されています。しかしながら，８５年アセス書の中では，この３つの段階を区別せずに，ダム建設ということだけについて影響を検討しています。したがいまして，８５年アセス書を見ますと，一体どの段階でどのよ

うな影響が予測されるのかがはっきりしないという大きな問題点があります。

番号１４を示します。環境項目という観点から，こういう評価をしなさいよという技術指針案と，実際行われた８５年アセス書の食い違いについて，ご指摘いただけますか。

７８年の技術指針では，人間の健康にかかわる環境項目，自然環境にかかわる項目，自然景観で，合わせて１０の項目について調査をするようにというふうになっております。８５年アセス書では，このうち，人の健康にかかわる部分では水質汚濁についてしか項目がありません，自然環境にかかわる項目では，動物と植物を２つに分けておりますので，合わせて５つの環境項目について章を立てて説明してあります。しかしながら，ダム工事によって大きな問題となるであろう騒音とか振動とか排気ガスの問題あるいは地盤沈下の問題等については，一切触れられていないという問題点があります。

番号１５を示します。以下，項目ごとに８５年アセス書の問題についてお聞きします。その前に，アセス書の全体的な構成がどうなっているか，先ほど私が若干ずらずらとお話しさせていただきましたが，それをご説明ください。

８５年アセス書は，全体で７５ページで，５つの章から成り立っています。その中で一番大事なのは第４章の環境の影響の予測をするということなんですが，これはわずか９ページです。それから，その予測された影響に対して環境保全対策を考える，これはわずか２ページです。ですから，環境アセス書の中で最も重要な部分がわずか１５パーセントしかない，全体から見たら非常にこの部分が少ないという大きな特徴，あまりよくない特徴を持っているわけです。

水質，地形・地質，植物，動物，自然景観の各項目について，順番にお聞

きしていきます。番号１６を示します。まず水質について，アセス書がどのように書いているかをご説明ください。

８５年アセス書の水質の項目の調査結果といたしましては，調査地点がわずか２か所にすぎないということなんです，そして，健康に関する項目等は環境基準以内であると書かれていますけど，実際に調査をした時期とか方法とか結果がどうだったんだという説明が書かれておりません，これが大きな問題です。それから，水質は季節的に変化するはずなんですが，そのような季節変化についても書かれていない。したがいまして，調査結果に関しては，データが不足している，あるいは，解析が不十分だと評価せざるを得ません。水質に関する予測は，水質への影響は大変少ないとわずか半ページで書かれているだけです。問題点としては，これもデータが少なすぎるということです，そして，その予測がダムの下流についてしか示されていないということです，したがいまして，論理的な予測を行ったとはとても言えない状態にあります。特に，ダムの上流にできるダム湖の水質について触れていないというのは大きな問題だと思います，上流には３万人が住んでおりまして，そこからの生活雑排水あるいは農業の排水等が川に流れ込んでダム湖にたまる，このときのダム湖の水質が予測されていないというのは大きな問題です。保全対策として挙げられているのは，水質保全に配慮するとか水質監視をしますというふうに述べられてはいますが，具体的にどういうことをするのかは書かれていない，特に，変化が生じたときの原因究明の方法と対策について示されていないということで，かなり欠陥があるというふうに言わざるを得ません。

番号１７を示します。地形・地質の問題点について，お願いします。

８５年アセス書の調査結果では，地形，地質に関する図と表を示し

て概要を簡単に述べただけです，最も重要なダムサイトの地質についてはわずか３行程度しか触れていないということです，巨大なダムを造る建設現場の地形・地質の調査としては，これはあまりにもお粗末な調査と記述であるということです。影響予測と評価につきましては，吾妻渓谷は主要部分が残る，安山岩等の岩脈は周辺区域は残る，したがって，地形・地質への影響は少ないと書かれています。しかしながら，失われてしまう部分の影響については触れてないし，浅間山の噴火に由来する岩屑なだれが堆積していてそれが地すべりを起こしてダム湖に流れ込むといった可能性については全く触れてないわけです。したがいまして，その予測の根拠が大変あいまいなままであるということです。保全対策としては，適切な対策を実施するとか地形の保全に努めると書いてあるんですが，その内容は全く書かれていません，したがって，記述としては無内容だということです。

番号１８を示します。植物については，どうですか。

植物に関しては，植生図が付いて，概要を簡単に述べただけです，ところが，この植生図はいつの植生図か分かりません，調査の時期や方法が全く書かれていないわけです。したがいまして，調査とデータが不十分だということが私の評価であります。環境影響予測につきましては，陸上の植物については失われる植生はわずかで影響がないと書かれています，その理由としては，周りにたくさん山があって森があるからダムで失われる面積は少しであるということなんです。しかしながら，その影響を予測する範囲を無限大近くまで広げてしまって，失われる森の面積は小さいと言うのは，これは極めて無意味でありますし，奇弁にすぎないと言うことができます。それから，ダム湖の周辺，ダム湖のすぐ水面近くの植生に関しては，

影響はないと書かれています。しかしながら，ダムの場合には，その上流も下流も水位変動というのが非常に大きく起こるわけです，そうすると，その水際の植生に関してはかなり影響が出るはずですので，これを予測しないというのは非常に不十分だと言わざるを得ません。それから，水中の植生，植物に関しては，ダム湖ができるという新たな変化に応じて植生が形成されるんだということを言っておりますけど，ダム湖ができた場合には，その中でいわゆる藻類がどのくらい増えたり減ったりして，水質へ影響を及ぼすのか，及ぼさないのか，そういったことを予測しなければなりませんが，こういった予測が全くされていないわけです。保全対策に関しましては，貴重種とか注目種はないので問題はないと書いてありますけど，消失又は影響を受ける植生に関して，どういうふうにその保全対策をしていくのか，これは具体的な記述がなくて，やはりその中身がない，言葉だけでしかないということが言えます。

番号１９を示します。動物については。

動物につきましては，哺乳類は１６種記録されている，鳥類は７１種記録されている，昆虫類はどのくらいというふうな記述はあるんですが，いろいろな動物に関する調査の場所とか日時とか，どんな方法で調べたのか，基本的な情報が全く抜けているわけです。それから，哺乳類に関しては，生息状況について，例えばニホンカモシカの数が多いとか少ないとかそういったことは一切書かれていないで，いるということが書かれているだけです。鳥類に関しては，里山で数の多い鳥がリストアップされてますが，吾妻渓谷の森林に特徴的な種類というのがどういうわけか出現してないという問題点があります。したがいまして，調査が不十分なのではないか，調査の方法や季節が不適切なのではないかという疑問が残ったわけです。

その影響予測について，動物に関しましては，どの分類群についても影響はないという結論が書かれています。その理由としては，例えば，ニホンカモシカは湛水区域から離れているから影響はないんだとか，猛禽類，イヌワシについては巣がないから影響はないとか，鳥類に関してはほかの近くの森に逃げるだろうとか，魚に関しては支流に移動するから影響はないとか，これはとても適正に予測したものとは言い難い予測になっているわけです。したがいまして，その結論に至る根拠というのが極めて不十分で，不適切な予測をしていると言わざるを得ません。保全対策に関しては，貴重種，注目種はいないから問題がない，しかし動物の保全に努めると書かれていますが，具体的なその保全の内容は書かれていない，したがって，これも言葉だけで中身がないというふうに指摘することができます。

番号２０を示します。自然景観について，お願いします。

調査結果としては，わずか６行しか述べられていません，部分的な景観を述べただけで，十分な調査と解析が行われていないと言うことができます。影響予測につきましては，可視領域が限られているからダムは景観を損なわないと書いてあります，すなわち，ダムが見えないところでは景観に影響はないと言っているわけです，ダムが見えないから景観を損なっていないというのは奇弁であります。吾妻渓谷は国指定名勝ですので，これを大きく改変する，したがいまして，その景観に及ぼす影響は大きいと予測するのが当然であろうと思われます。保全対策につきましては，自然景観の改変を極力少なくする，あるいは，保全対策をすると書いてありますけど，これにも具体性がない，言葉だけで中身がないと言うことができます。

番号２１を示します。これらのことから，８５年アセス書に対する評価として，どのようなことが言えますか。

まず，８５年アセス書は当時の建設省の７８年措置方針と７８年技術指針にきちんと従っていないということが言えます。それから，現地調査や文献調査も不十分であるということ，環境や生物への影響予測は科学的ではないということ，評価，保全対策も合理的でないということ，調査，予測，評価が論理的に一貫していないということが言えます。したがいまして，影響はほどんどないという結論が初めにあって，それに向けて，不十分な調査結果，あるいは影響予測，保全対策が並べられているにすぎない，こういうふうに言うことができます。

番号２２を示します。根拠となるべき措置方針や技術指針案に沿っていないし内容が科学的でも合理的でもないということになると，８５年アセス書は，真の環境アセスメントと言えるのでしょうか。

私は，８５年アセス書は環境アセスメントの名に値しないというふうに考えています。１９８５年当時の環境アセスというものは，確かに，その当時の状況では，現在のものと比べれば，その項目も少ないし内容も比較的単純なものであります。しかしながら，８５年当時であっても，環境アセスメントというものは科学的であり適正に行われなければならない，これはアセスメントというものの性質上科学的でなければいけないわけですから，それを反映していない８５年アセスというのは，やはりアセスメントの名に値しないと言わざるを得ないというふうに思います。

最も基本となるべき８５年アセス書は今述べていただいたような状況なんですけど，国のほうでは，８５年アセス書以降にも，環境だとか猛禽類に関する各調査報告というのを行っていますので，それらについて内容を検討していきます。番号２３を示します。８５年アセス書以降の報告書について，流れをご説明いただけますか。

８５年アセス書の後，環境調査あるいは猛禽類調査というものが行われて，報告書が出されています。私は，そのうち５つのものを手に入れたので，内容を検討いたしました。環境調査というのは，植物とか河川の水質，魚類，そういったものを中心に調査が行われています。猛禽類に関しては，イヌワシとかクマタカとかそういった猛禽類を対象に行われた調査です。これらの環境調査や猛禽類調査は２０００年以降に行われているわけで，環境アセスメントに関する閣議決定が１９８４年にあり，それから環境影響評価法が９７年に成立して９９年から施行されていますので，当然，これらの環境調査や猛禽類調査は，こういった環境影響評価法等をもとに行われてしかるべきだというふうに考えます。したがって，こういった調査は，８５年のアセスメントで不十分だったところを補うような性格を持つべきであるというふうに考えます。

番号２４を示します。環境アセスメントに関するその間の法令の整備状況について，ご説明ください。

８５年アセスが終わりましてから，同じ１９８５年に，建設省事務次官通知で，ダムを造る際の環境アセスメントの技術指針について，７８年の指針よりもっと詳しいものが出ています，それは１９８４年の環境アセスメントにかかわる閣議決定を受けて改定されたわけです。それから，１９９７年に環境影響評価法が成立した後に，このときには事務次官通知ではなくて建設省省令として，更に，その環境アセスメント，ダムをめぐるアセスメントの手法に関する指針が改定されて出されています。また，国土交通省と名前が変わってから，２００６年にも，省令で，ダムに関するアセスメントの内容等を定めた指針，環境保全のための措置に関する指針等が，より詳しく改定されて出されています。

番号２５を示します。証人が検討した報告書は５本ということですけど，これらの報告書の追加調査に関する問題点を端的にご指摘いただくと，どういうことでしょうか。

８５年アセスの後に出された八ッ場ダム関連の自然環境調査，猛禽類調査の報告書を見ますと，特に猛禽類調査報告書につきましては非公開の部分が大変多いんです，地図が黒塗りになって何も見えない，地名等に関しては墨塗りでそれも見えないということで，非常に非公開性の高いものです。そこからうかがわれるものは，調査データはたくさん並べられておりますが，それをもとに考察したり分析したりしたものではないという，そういう報告書です。したがいまして，そこでは，環境影響の予測あるいは評価に関する記述はほとんどないと言うことができます。しかしながら，８５年当時のアセス書に比べると，猛禽類にしろ，水質にしろ，膨大なデータが蓄積されているということが言えます。

番号２６を示します。今後の事業者の責務というようなものは何か，そのあたりも含めてご説明いただけますか。

８５年アセス書というのは，調査，予測，対策ともに極めて不十分だったわけです。したがいまして，追加調査によってレベルを上げていくということはダム建設の事業者の義務であると言うことができます。ダム本体に着工していない現在，環境調査あるいは猛禽類調査の調査結果を用いて，あるいは，また必要な追加調査を行って，８５年アセス書で不十分だったところを改定していく，科学的で適正なものに改定していく，こういった作業をすることが大変に必要だというふうに考えています。

番号２７を示します。８５年アセス書と，その後に行われた追加調査について，結論としてどのように評価することができるのか，ご説明をお願い

します。

８５年アセスは，調査，影響予測，保全対策ともに不十分であって，環境アセスの要件を満たしていないわけです。その後に行われました環境調査，猛禽類調査は，追加調査としては意味がありますけど，影響予測がなされていないという問題点があります。

番号２８を示します。

八ッ場ダムの建設計画から既に５５年たっている，アセスメントを行ってから２２年も経過しているわけです。その間，社会経済的な状況が変化して，自然保護に関する世論が大変高まっている，それから一方，環境アセスメントに関する制度が進歩して法制度も整備されつつある，こういう状態になっているわけです。したがいまして，これまでの調査結果を再分析したり追加調査をやったりして，現在の環境アセスメント法に基づいて八ッ場ダムの環境アセスメントをやり直すべきであろうというのが私の考えです。

番号２９を示します。本件八ッ場ダム計画と司法，立法のかかわりに関して，専門家としてご意見をいただけますか。

計画を立てて予備調査に着手してから５５年，環境アセスメントをやってから２２年，それだけの時間が経過してもまだ本体着工のめどが立たないというダムは一体何なのか，行政が作ったこのダム計画というのは果たして正当なものであるかどうか，その再検討をする必要があるだろうと思います。そして，行政だけではなくて，やはり司法なり立法の立場からも，この八ッ場ダムを評価して，どうすべきなのか，こういった判断が必要なのではないかというふうに考えております。

前橋地方裁判所民事第２部

裁判所速記官　高　橋　美　和　子

八ッ場ダムをめぐる環境アセスメントと関連調査の問題点に関する意見

花輪伸一（WWFジャパン）

1

八ッ場ダムをめぐる環境アセスメントと関連調査の問題点に関する意見

- 証人の経歴
- 環境アセスメントについて
- 八ッ場ダム環境アセスの問題点
- 八ッ場ダム関連の環境調査の問題点
- 結論

2

証人の経歴

- 1949年仙台市生まれ
- 東北大学理学部（生物学）1969－1974
- 東京農工大学修士課程（自然保護学）1976－1978
- （財）日本野鳥の会（1979－1991）
- （財）世界自然保護基金（WWF）ジャパン（1991－）

3

証人の経歴

<u>環境アセス意見書など</u>

湿地関連
- 諫早干拓，藤前干潟埋立，吉野川架橋など

沖縄関連
- 新石垣空港，普天間代替施設，浦添埠頭埋立など
- アセス学会沖縄大会シンポジウム講演

アセス制度
- 環境省戦略アセス検討会意見陳述（2007）

<u>著　作</u>
- （共著）ニライ・カナイの島じま－沖縄の自然は今－，築地書館，1988.
- （共著）有明海の生き物たち，海游舎，2000.
- 日本の干潟の現状と未来，地球環境11(2)235-244，2006
- （共著）世界遺産屋久島－亜熱帯の自然と生態系－，朝倉書店，2006
- やんばるの森とジュゴンの海の保全，遺伝61(5)76-79，2007

4

環境アセスメント

- アメリカ

NEPA(National Environment Policy Act)

国家環境政策法　1969.12制定，1970.1施行

環境に影響を与える国の行為（法律，勧告，提案等）には，詳細な環境報告書が必要

⬇

開発が環境に与える大きな影響を未然に防止する目的

5

環境アセスメント

日　本（公害・自然破壊の未然防止＝60年代の反省）

- 1972　閣議了解「各種公共事業に係わる環境保全対策について」
- 1981　「環境影響評価法案」国会提出
  複数回の提出　→　1983　廃案
- 1984　閣議決定「環境影響評価の実施について」
  閣議アセス　＝　行政指導
- 1997　「環境影響評価法」制定　1999　施行

6

環境アセスメントの本来の目的

- 環境変化の可能性を住民に知らせる

➡ 開発の経済的なメリットと環境悪化のデメリットを明確にする

- 意志決定の判断材料を提供する

➡ 事業者と住民が合意形成を図る手段

7

ダムの環境アセスメント

①ダム本体および関連工事（道路など）が大規模

②ダム建設により，上流（ダム湖，堆砂），下流（流量変動），海岸（土砂，栄養分）にまで大きな影響を及ぼす

③ダム建設の賛否，水没地域の移転や補償などで対立，地域社会の分断が起こりやすく，共同体の崩壊につながる

⬇

影響の科学的かつ適正な評価→環境アセス

8

表１．八ッ場ダム関連の評価書および調査書．

1. 建設省関東地方建設局 昭和60年（1985）
八ッ場ダム環境影響評価書

2. （株）建設環境研究所 平成15年（2003）
H14八ッ場ダム環境調査（その2）報告書

3. （株）建設環境研究所 平成16年（2004）
H15八ッ場ダム環境調査業務報告書

4. （株）建設環境研究所 平成17年（2005）
H16八ッ場ダム環境調査報告書

5. 国土環境株式会社 平成16年（2004）
H15八ッ場ダム周辺地域猛禽類調査報告書

6. 国土環境株式会社 平成17年（2005）
H16八ッ場ダム周辺地域猛禽類調査報告書

建設省関東地方建設局 昭和60年（1985）
八ッ場ダム環境影響評価書
（以下，８５年アセス書）

当時の環境アセスに関する方針・指針が，生かされていない

現地調査も文献調査も不十分である

環境や生物への影響予測は科学的でなく，保全対策も杜撰である

影響はないという結論に向けて，不十分な調査と的外れな予測，保全対策を羅列したに過ぎない

85年当時でも，環境アセスメントの名に値しない

建設省関東地方建設局 昭和60年（1985）
八ッ場ダム環境影響評価書
（85年アセス書）

昭和53年（1978）
建[illegible]事務次官通知
「建設省所管事業に係わる環境影響評価に関する当面の措置方針について（昭和53年7月1日 計環発第3号）」（以下，78年措置方針）
別添「建設省所管事業環境影響評価技術指針（案）（建設省官技発第293号 昭和53年7月1日）」（以下，78年技術指針案）

●78年措置方針

環境との調和に万全を期しつつ，事業の円滑化を図るため，環境影響評価を実施する

●78年技術指針案

環境アセスの目的：「あらかじめその環境に及ぼす影響の内容，程度及び環境保全対策についての調査検討を行うことにより，良好な環境の保全を図りつつ事業の円滑な実施を推進すること」

科学的で適正な環境アセスメントを実施する

78年技術指針案と85年アセス書
＜環境影響要因＞

78年技術指針案	85年アセス書	
環境影響要因	環境影響要因（表3－1）	第4章環境の予測と評価 第5章環境保全対策
施設の設置	ダムの堤体及び付属施設の設置に係わるもの	区別せず
施設の供用	貯水池の湛水及び貯水池運用に係わるもの	
工事の実施	原石山，工事用道路等，工事の実施に係わるもの	

問題点 どの時点で，どのような影響が予測されるのか，不明瞭である

78年技術指針案と85年アセス書
＜環境項目＞

78年技術指針案		85年アセス書
区分	環境項目	環境項目
人の健康または生活環境に係わる環境項目	大気汚染 悪臭 水質汚濁 土壌汚染 騒音 震動 地盤沈下	○
自然環境に係わる環境項目	地形・地質	○
	植物・動物	○
自然景観	自然景観	○

問題点
工事による騒音，振動，排気ガス，地盤沈下などが不明

８５年アセス書

表．85年アセス書のページ配分．

章	内容	ページ数	%
第1章	事業の目的及び概要	15	20.0
第2章	地域の概要	19	25.3
第3章	環境の現状	30	40.0
第4章	環境の予測と評価	9	12.0
第5章	環境保全対策	2	2.7
	合計	75	

重要部分がわずか！

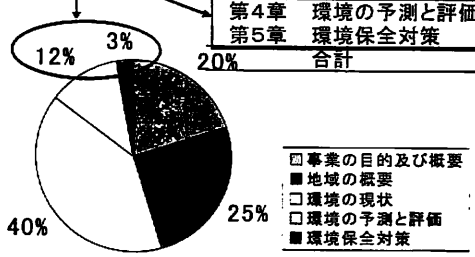

８５年アセス書の問題点 （1）水質

(1)水質	85年アセス書	問題点	評価
調査結果	・調査地点は2か所 ・健康項目は環境基準内(文章は数行)	・方法，時期，結果の説明なし ・水質の季節変化が不明	・調査データ不足 ・結果の解析が不十分
影響予測と評価	・水質への影響は少ない(文章0.5ページ)	・データが少なすぎる ・下流のみの予測 ・予測の根拠が示されていない	・論理的な予測を行ったとは言えない ・ダム湖の水質に触れていない ・上流の約3万人の生活に触れていない
保全対策	・水質保全に配慮し貯水池の水質監視を行う(文章は2行)	・保全の配慮と水質監視という言葉を並べただけ	・変化が生じたときの原因究明の手法とその対策がない

85年アセス書の問題点 (2)地形・地質

(2)地形・地質	85年アセス書	問題点	評価
調査結果	・地形，地質に関する図と表を示し概要を記述 (文書は1.5ページ)	・ダムサイトの地質については，わずか3行程度にすぎない	・巨大ダム建設現場での地形・地質の調査としては，あまりにお粗末な調査と記述である
影響予測と評価	・渓谷は主要部が残る ・岩脈は周辺区域は残る ・地形・地質への影響は少ない (0.5ページ)	・失われる部分の影響に触れていない ・岩屑なだれの堆積物が地すべりを起こす可能性に触れていない	・予測の根拠があいまいである
保全対策	・適切な対策を実施，地形の保全に努める (4行)	・対策や保全 の内容は書かれていない	・無内容な記述

17

85年アセス書の問題点 (3)植物

(3)植物	85年アセス書	問題点	評価
調査結果	・記述は1ページのみで植生の概要を簡単に述べただけ	・いつの植生図か不明 ・調査の時期や方法が書かれていない	・調査とデータ不十分，判断するのは困難
影響予測と評価	・(陸上植物)失われる植生はわずかで影響はない ・(湖面付近)影響はない ・(水中植物)変化に適応した植生が形成される (1ページ弱)	・ダム湖による影響予測がされていない ・水位変動の影響を予測していない ・ダム湖での藻類の消長と水質への影響を予測していない	・影響を予測する範囲を無限に広げて，失われる森林面積は微々たるものと主張するのは，無意味であり，詭弁に過ぎない ・判断の根拠が示されていない．
保全対策	・消失または影響を受ける植生に貴重種，注目種はないので問題なし	・保全の配慮，対策の具体的記述はない	・言葉だけで中身がない

18

85年アセス書の問題点 (4)動物

(4)動物	85年アセス書	問題点	評価
調査結果	・哺乳類は16種で普通種，鳥類は71種で森林性の種，猛禽類が豊富 ・酸性水により水生昆虫は貧相 ・魚類は酸性河川であるため定着していない	・調査目的，地域，日時，方法など基本的情報がない ・哺乳類の生息状況については述べられていない ・鳥類の優占種は里山の種で特徴的な種が出現していない	・調査が不十分 ・調査が適切かどうか不明
影響予測と評価	・動物に関しては，どの分類群についても，影響はないという結論	・湛水区域から離れている，巣はない，周辺に森や支流に移動するなど，適正に予測したものではない	・結論にいたる根拠は極めて不十分である
保全対策	・貴重種，注目種はないので問題はない ・植生への影響を少なくし，動物の保全に努める	・具体的な内容は書かれていない	・言葉だけで中身がない

19

85年アセス書の問題点 (5)自然景観

自然景観	85年アセス書	問題点	評価
査結果	・わずか6行で概略が述べられているに過ぎない	・部分的な景観を述べただけである	・十分な調査と解析が行われていない
響予測と評	・可視領域が限られダムは景観を損なわない ・吾妻峡は下流部が残るから影響は少ない	・ダムが見えないから景観を損なわないというのは詭弁 ・新たな景観ができるというのも詭弁である	・国指定名勝を大きく改変する．景観に及ぼす影響は大きい
全対策	・自然景観の改変を極力少なくする配慮 ・適切な対策による自然景観の保全	・具体性がない	・言葉だけで中身がない

20

85年アセス書についてのまとめ①

「78年措置方針」と「78年技術指針案」にきちんと従っていない

- 現地調査も文献調査も不十分
- 環境や生物への影響予測は科学的でない
- 評価，保全対策も合理的でない
- 調査，予測，評価が論理的に一貫していない

・はじめに「影響はほとんどない」という結論があり，それに向けて不十分な調査結果や影響予測，保全対策が並べられている

21

85年アセス書についてのまとめ②

したがって 85年アセス書は，環境アセスメントの名に値しないと言える

- たしかに，85年当時の環境アセスは，後のものに比較すれば，項目が少なく，内容も比較的単純である
- しかし，85年アセスは，当時においても，科学的かつ適正に実施されなければならなかった

22

八ッ場ダム関連の評価書および調査書

1. 昭和60年 (1985) 八ッ場ダム環境影響評価書 (85年アセス書)
2. 平成15年 (2003) H14八ッ場ダム環境調査 (その2) 報告書
3. 平成16年 (2004) H15八ッ場ダム環境調査業務報告書
4. 平成17年 (2005) H16八ッ場ダム環境調査報告書
5. 平成16年 (2004) H15八ッ場ダム周辺地域猛禽類調査報告書
6. 平成17年 (2005) H16八ッ場ダム周辺地域猛禽類調査報告書

閣議決定(1984)，環境影響評価法(1997成立，1999施行)

これらの調査報告書は，85年アセス書を補うべきもの

23

昭和60年(1985) ＜1984閣議決定＞

建設省事務次官通知

「建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針について(昭和60年9月26日 建設省技調発第516号)」

別添「建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針

平成10年(1998) ＜1997環境影響評価法＞

厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第1号

ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

平成18年(2006)

厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号

ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

24

八ッ場ダム関連の自然環境調査，猛禽類調査の問題点

- 大部分の図や地名は非公開（墨塗り）で，評価不可能
- 調査データの羅列で，分析し考察したものではない
- 環境影響の予測・評価に関する記述はない

⬇

しかし，85年アセス書に比較すると膨大なデータが蓄積されてはいる

八ッ場ダム関連の自然環境調査，猛禽類調査の課題

•85年アセスは，調査，予測，対策ともに極めて不十分

•追加調査によってレベルを上げることは，むしろ事業者の義務である

- ダム本体に着工していない現在，環境調査，猛禽調査結果を用いて，また必要な追加調査を行って，85年アセス書を，科学的で適正なものに改訂するべきである．

結　論　①

①85年アセスは，調査，影響予測，保全対策ともに不十分であり，環境アセスの要件を満たしていない．

②環境調査・猛禽類調査（2003－2005）は，追加調査として意味があるが，影響予測がなされていない．

結　論　②

③計画から55年，アセスから22年，その間，社会経済的な状況が変化し，自然保護に関する世論の高まり，環境アセス制度が進歩している．

④したがって，これまでの調査結果を再分析し，また，必用な追加調査を行い，現在の環境影響評価法にもとづいて，環境アセスをやり直すべきである．

報道

計画発表から42年 八ッ場ダム 工期5年延長

本体着工目途立たず

総工費4600億円据え置き 本当？

東京新聞（2007.12.23）

予備調査着手から55年，アセスから22年，本体着工の目途が立たない行政によるダム計画とは ？

⬇

司法の立場，立法の立場からの判断が必要ではなかろうか